### 第1章

# 自立支援協議会とは何か

本章では、「そもそも自立支援協議会とは何か」を考えるにあたり、協議会の機能や構成を教科書的に示すのではなく、政策や実践手法の変化を貫く普遍的な問題を、私たちはどのように見据えておく必要があるのか、またそのことを協議会の運営にどのように反映すべきなのかを、以下の項目に沿って確認します。

- 1. 新たな仕組みと普遍的な問題
- 2. 障害者の権利
- 3. 支援者としての姿勢
- 4. 障害者福祉の制度と障害者の権利
- 5. 相談支援の役割
- 6. 自立支援協議会とは何か
- 7. おわりに

## 1 新たな仕組みと普遍的な問題

この十数年、障害者福祉をめぐる情勢はめまぐ るしく変化をしてきた。支援費制度から障害者自 立支援法への移行、そしてまた新たな制度(障害 者総合福祉法 (仮称)) の制定に向けた議論が進 行している。こうした動向は、単に制度の仕組み が変わるということではなく、同時に当事者も関 係者もその「新たな」方針にしたがった対応を迫 られるということを意味している。それはしばし ば、矢継ぎ早に出される施策への戸惑いや、生活 が再び変化することへの不安、「新しい」ものを 吸収することの難しさなど、総じて当事者にとっ ても関係者にとっても「振り回されている」とい うネガティブな感覚を生み出しているようにも思 う。むろん、行政であれ民間であれ、その変化に いつの時も真摯に対応してきているわけだが、国 の政策動向に強く影響を受け、その方針に従った 対応からは、やはり戸惑いと混乱が見られること は否めない。

2006年4月に施行された障害者自立支援法にもとづく「地域自立支援協議会(以下、協議会)」も、そのひとつである。『第2章「運営評価指標とその活用」』で見るように、その位置づけとあ

り方をめぐっては、例えば「協議会を設置する意 味が分からない」「構成メンバーが協議会の目的 を共有できていない」「協議すべき事項が確認で きない」「会議の必要性を理解できない」等、今 のところ混沌とした状況が各自治体の協議会で見 られている。いずれも、国が主導して設置を促し た「新しい」ものに対する戸惑いの表れと言えよ う。本冊子は、そうした協議会の現状に対してテ コ入れし、何とか活性化させたいという願いをもっ てつくられている。換言すれば、協議会は障害者 の地域生活と権利擁護(権利の主体としての)を 具現化するための要の仕組みになり得る、という 信念を私たちはもっているということでもある。 そういう意味では、この冊子もまた押しつけにな る可能性をもつのかもしれないが、しかしながら、 次に見るように、協議会がもつ本来の意義は単に 国の方針に従って進めるという性質のものではな

「新しい」ということで言えば、地域自立支援 協議会もたしかに新たに導入された仕組みである。 しかし、少なくともそのねらいとしているところ を見れば、必ずしも新しい事柄を問題としている わけではないことは明らかであろう。特に、障害 者の権利擁護をめぐってはこれまでも繰り返し取

りあげられてきたことであるし、また、協議会の 目的(施行規則第65条の10及び障害福祉計画の基 本指針) そのものも、地域福祉あるいは「地域づ くり」という点で古くから取りあげられ課題とさ れてきたことである。さまざまな社会問題を取り 扱う社会福祉は、「必ずしも単線型で発展してい るわけではなく、繰り返し問題が提起され、繰り 返し類似の政策、実践手法が試みられるという側 面をもつ(岩田、2010、p1)」という点では、一 見「新たに」導入されたように見える協議会は、 それが扱おうとしている問題が新しいのではなく、 過去から継続している「普遍的な問題」への対処 方法、実践手法が「新たに」位置づけられたとい うことであろう。重要なことは、政策にしろ実践 手法にしろ、そのように新たに変化する側面と、 そうした変化を貫いて見いだされる普遍的な問題 の両面をきちんと見据えていかないと、実質的な 障害者の地域生活も権利擁護もうまくは進展しな いと思われることである。

言うまでもなく、地域自立支援協議会は「障害 者が権利の主体として地域であたりまえに生活が できる」支援体制を関係者が協議する場である。 すでに、その場と条件は用意されている。また、 具体的な運営の仕方については「自立支援協議会 の運営マニュアル」(日本障害者リハビリテーショ ン協会、2008) として示されている。本章では、 そうした国が示した協議会の目的や運営マニュア ルの内容をあらためて解説するのではなく、上述 した観点のように、政策や実践手法の変化を貫く 普遍的な問題を、私たちはどのように見据えてお く必要があるのか、またそのことを協議会の運営 にどのように反映すべきなのかを述べるものであ る。「障害者が権利の主体として地域であたりま えに生活ができる」こととは、とりもなおさず私 たち自身が障害者を権利の主体として理解し、私 たちには障害者の地域生活を支える「義務」があ るということをきちんと認識することである。そ れはあまりに当然のことなのかもしれないが、し かし協議会の形骸化が懸念されている現時点にお いて、今一度その基本は確認しておく必要がある ように思われる。障害者の権利擁護も地域生活も、 仕組みや形だけで自動的に進展するものではない からである。

## 2 障害者の権利

#### (1) 障害者の権利とは何か

障害者の権利に関しては、「障害者の権利に関 する条約」をはじめ歴史的にいくつか重要な動向 を押さえておく必要があるが、そうした「障害者 の権利」という表現についてまずは確認しておき たい。すなわち、「障害者の権利」というと何か 特別の権利を想定してしまいそうであるが、そこ でいう権利とはまったくそうではなく、障害のあ るなしにかかわらず誰もが生まれながらに当然に 有している権利のことである、という点である。 人間が人間として当然持っている権利のことを基 本的人権と言い、日本国憲法ではこれを侵すこと のできない永久の権利として保障している。思想・ 信教の自由などの自由権、自由権を現実に保障す るための社会権がそうである。障害者の権利とか その侵害というときには、その基本的人権が保障 されていない状態のことを言うのであって、その 意味ではそのまま「人間としての権利」とか「そ の侵害」と言った方が正確である。しかしながら、 「障害者の権利」という表現は、これまでの障害 者の問題をめぐる歴史のなかで一般的にも使われ てきたし、その表現には、人間としての当たり前 の権利を保障されることが、障害者にとっていか に困難であるかという意味を汲み取ることもでき るように思う。いずれにしろ、障害者にとってそ れは特別の権利なのではなく、この社会で生きる 私たちみんなが享受できる/している権利のこと であり、したがって、権利をめぐる問題は障害者 の社会生活のなかで多様にかつ複雑な形をとって 立ち現れてくるということだろうと思う。

### (2) 障害者の権利をめぐる動向と課題

そうした障害者の権利をめぐって重要なのが、「障害者の権利に関する条約(2008年5月発効)」である。「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保

護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する(第1条:目的)」ことを目的とするこの条約は、①障害者を保護の対象としてではなく「権利の主体」としてみる人権の視点、②障害は、個人の問題ではなく社会との相互作用によって生じるという障害の社会モデル的視点、③差別の否定、④私たち抜きに私たちのことを決めないでほしい(nothing about us without us)という当事者の視点をもつ。障害者の権利に関して、包括的に規定したこの条約のもつ意義は大きい。周知のように現在進んでいる制度改革も、この条約の意義をふまえ条約の批准が目標にされていることを考えると、障害者の権利をめぐって大きな進展が期待されるところであるし、またそうしなければならない。

しかし一方で、この条約で言われていることも また必ずしも「新しい」ことではない。確かに、 包括的に権利を規定し、国際的に拘束力を持たせ、 さらには社会モデルや合理的配慮などの新たな概 念を導入したという点では、これまでとは違った 画期的な権利規定であることは明らかである。た だ、障害者の権利に関して本質的なところはすで に言われてきたはずである。言わずもがなとも思 うが、以下のことを確認しておきたい。

国連は、「戦争は最大の人権侵害である」という認識のもとに、1948年「すべて人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」とする世界人権宣言を採択し、この流れのなかで、最も権利を侵されやすい知的障害者に対して、1971年「知的障害者の権利宣言」を採択した。その第1条で「知的障害者は可能な限り、他の人と同等な権利を有する」と宣言し、地域での暮らしや就労、教育やリハビリテーション、経済的な保障を受ける権利、虐待から守られる権利などをうたっている。そして1975年には、知的障害者の権利宣言の主旨を含め、すべての障害者の権利を擁護するための「障害者権利宣言」が採択されている。

すなわち、これらは理念法(道徳的権利)では あるものの障害者の権利については繰り返し確認 されてきたという事実である。障害者の権利に関 する条約が、今後障害者の権利擁護や地域生活の 具体化、あるいはノーマライゼーションの具体化 に対して大きな牽引力になるであろうし、またそ うしなくてはならないが、ただ障害者の権利に関 する条約が成立しそれを批准したからといって、 それのみで自動的に進むものでないことはこれま での経緯が示唆しているように思う。問われてい ることは、私たち個々人の、市民としての意識や 態度なのではないだろうか。障害者の支援に携わ る者としては、これら世界的に確認された障害者 の権利の内容を理解しておくことは基本的に重要 なことである。したがって、その内容や経緯につ いてはしっかり認識しておく必要がある。しかし、 それらの内容を単に「知っている」とか「擁護す べき」という理解だけでは、支援者にとってもま た障害者にとっても実践の場ではあまり役に立つ ようには思われないのである。

では支援者としてあるいは一市民として、これまでに述べてきたような障害者の権利問題にどう向き合えばよいのだろうか。このことについて書くことはひどく難しい。ただ、様々な権利問題に対して支援者としてとるべき具体的な処方箋は与えられないまでも、実践に対する一つの指針、あるいは道標のようなものはいくつか考えられるように思う。あくまで一つの方向性として、またおこがましさがあることも承知の上で、個々人が実践と思考の間を往復しながら考えてほしいと思うことを3点述べる。

# 3 支援者としての姿勢

まず第1に、上記で述べたように「障害者の権利」とは、私たちの権利と何らかわるものではないということをきちんとふまえることである。障害者権利宣言なども同じことを言っている。それは、言い方を変えるならば、自分たちの権利とは何かがわからないと、「障害者の権利は何かが語れない」ということでもある。勉強や趣味や旅行のこと、好きな人と好きな場所で一緒に暮らすこと、職業のこと、経済的に安定すること、健康で安心な生活がおくれていること等々、日常のどん

な些細な出来事も、それを当たり前のことと思わずに捉え返すことから始め、日々自分たちの権利に対する感性を養うことがまず大切である。

第2に、そうした自分たちの権利に対し、障害 者の権利がまもられていない、あるいは侵害され ていると思うことを敏感に捉えることである。た だし、種々の権利侵害をすべて同列に考えるので はなく、その中でも「容認できない」権利侵害と は何かを的確に捉え、それは人間として「容認で きない」ときちんと認識できることである。例え ば、生の尊厳、虐待、働けないということから派 生する経済的困難がそうである。生まれ育った場 所を離れ、遠くの施設や寄宿舎に入れられること もそうである。そのような事は「仕方がない」の ではなく、やはり「容認できない」ことなのであ る。この第2の点は、障害者の権利規定として捉 えるばかりではなく、「相談支援」やソーシャル ワークの基礎を為す視点でもある。具体的には、 相談支援やソーシャルワークとしての「価値」で ある。

そして第3に、そうした権利がまもられていな い事態や容認できない権利侵害は、なぜ起きるの かを「考える」ことである。「障害者の権利に関 する条約」がもつ一つの視点、すなわち障害は個 人の問題ではなく社会との相互作用によって生じ るという「社会モデル」は、障害者の権利問題は 社会構造的なことと深く関わっている問題である ということを含意している。経済性や効率性のみ に眼を奪われてきた私たちの社会が、障害者を地 域社会から排除したり、障害者の生の尊厳や贅沢 ではないけど安心した暮らしを脅かしているなら ば、それは社会的な問題として私たちがまず眼を 向けなければならない。むろん、そのことに眼を 向けたからといって問題を即解決できるわけでは ないが、障害者の権利を擁護するということは、 権利がまもられていない/権利侵害が起きている 背景を知ることから始まるのである。この第3の 点も、相談支援やソーシャルワークの基礎を為す 視点である。すなわち、「知識」である。

以上の3点が、実践に対する私論としての指針 / 道標である。なぜ、道標なのかといえば、個別 具体的な支援の場面では、支援者にはその場に応 じた様々な対処が求められ、それは、ソーシャル ワークとしての相談支援かもしれないし、権利擁 護の制度を活用した介入かもしれないし、社会運 動かもしれない。いずれにしろ、何らかの実践を するわけだが、その実践とは、第2で述べた「価 値」と第3で述べた「知識」が常に支援者の姿勢 や態度として体現されるものだからである。いく らこうするべきという処方箋があっても、支援者 のもつ価値や知識がしっかりしていなければ、や はり良い実践はできないのである。また、先に権 利をめぐる問題は障害者の社会生活のなかで多様 にかつ複雑な形をとって立ち現れてくるというこ とを述べたが、人間の生活とはそもそも個々に多 様性をもつものである。そうした多様性をもつ人 間の生活に対して支援をするということは、必ず しも一つの方法がいつも使えるとは限らないとい うことを意味している。

※相談支援やソーシャルワークにおいては、そうした価値と知識と密接に関連をもつ「技術」の側面がある。これについては「自立支援協議会の運営マニュアル」(日本障害者リハビリテーション協会、2008)が役に立つ。

# 4 障害者福祉の制度と障害者の権利

支援者としての姿勢の第3点目に、権利がまもられていない背景を「考える」ことの必要性について述べたが、このことにも関連してここでは制度と権利の関係について考えてみたい。本冊子の『第3章「現実の壁と活性化への気付き」』に、「うちの町には障害者はいない」「うちの町には困っている障害者はいない」という関係者一行政側(行政だけでもないと思うが)の意識について指摘している部分がある。まさに協議会の存在意義にかかわる問題だが、ここには障害者福祉の諸制度と障害者の権利との関係で私たちが陥りがちなやや複雑な問題が含まれている。この関係で、ここでは以下の2点について考えておきたい。

まず、"私たちの町(あるいは地域)に障害者

はいない"というのは、むろん本当にいないので はなく、施設という既存の制度(法的な権利保障) を利用した結果、その町や地域の人々から「見え なくなっている」ということであろう。特に社会 資源が偏在している地方では、自分の町に使える 資源がないために遠方の施設や養護学校を選択せ ざるをえないということがあるし、また、資源が あったとしても施設入所という形であれば地域か らは見えにくくなってしまうということもある。 このことは、障害当事者の側からすると、あたり まえに地域で暮らす権利を侵害されているという ことであり不当な事態と言えるが、しかし一方で、 行政の側からすると最低限必要な福祉ニーズ(生 存権) は満たしていることにもなり、そういう意 味では必ずしも権利侵害にはあたらないというこ とにもなってしまう。"私たちの町に障害者はい ない"ということを臆面もなく言える背景にはこ うしたことも関係しているように思われる。いず れにしろ、障害者の権利をめぐっては、それが制 度化されている部分と、制度化されていない部分 があるということであり、障害者の地域生活や権 利保障が容易に進まない背景には未だこの制度化 されていない部分、換言すれば法的に権利化され ていない部分の大きさがあるということをここで はいったん押さえておきたい。

もう一つ、"私たちの町に障害者はいない"と いうことが孕む側面として、家族の問題が見えて いないということがある。使える資源がないなか で障害者のニーズ充足をいったい誰が担ってきた かといえば、それは言うまでもなく家族である。 地域や行政が困っている障害者がいないと見える のは、障害者のニーズを家族が補い、困っている 部分を家族が吸収しているからだとも言えよう。 周知のように、この家族介護の問題は障害者のこ とに限らず、高齢者介護のことも含めて日本の社 会福祉政策全般の特徴でもあり問題であるわけだ が、とりわけ障害者の家族にとってのそれは人生 の長期間にわたって生じるということを考えれば、 この家族の問題をきちんと捉えることが重要であ ることは言うまでもない。障害者の生活 (ケア) や権利擁護にかかわる制度化されていない部分は、 これまでもそして現在ももっぱら家族が担ってきたということである。「うちの町には障害者はいない」「うちの町には困っている障害者はいない」という言説の背景のひとつとして、しかし、おそらくもっとも基本的な問題としてこのようなことがあることを確認しておく必要がある。

こうした施設への入所も家族による介護も、過 去から現在に至るまで障害者の生活を現実的に支 えてきた社会資源である。そういう意味では重要 な資源であるし、その評価もけっして単純に決め られるものではない。しかしながら、「権利の主 体として地域であたりまえに生きる」ということ に対する私たちの理解は、一人ひとりが"施設で もなくまた家族の介護に頼ることでもなく"、ま さに権利の主体として地域で生きていくというこ とであろう。そして、それを支える資源やサービ スを創出しながら、地域で生きるということを普 **遍的な権利として保障しようということであろう。** 障害者の地域生活と権利擁護をすすめるというこ とはそういう視点に立つことであるし、その視点 に立つということは、施設への入所や家族の介護 で見えなくなっている障害者の生活を、むしろ 「見えるように」しなくてはならないということ である。

# 5 相談支援の役割

地域から見えなくなっている障害者を見えるようにすることも、生活のことや権利の問題をみんなで考えることも、一義的には市民ひとり一人が担うべき課題であるが、むろんそれは容易に進むことではない。そこをすすめるためには、そうした地域生活にかかわる問題を明らかにし、みんなで解決することを牽引する役割が必要である。それは、言うまでもなく〈相談支援〉である。

相談支援は、障害者自立支援法において都道府 県及び市町村の責務としても位置づけられ、政策 的にもその重要性が強調されているところである。 ただし、その目的や機能についての説明は、必ず しも統一されているわけではなく、様々な説明や 意味づけが見られる。もちろんそのどれもが正し いのであるが、本章の文脈で捉える〈相談支援〉の目的としては、「権利の主体として地域であたりまえに生きることを支援するために行う相談と 実践」、とさしあたり捉えておきたい。

ここで言う「相談」とは、生活する上で生じる個々人の困りごと・不安・悩み等々に寄り添いながら、それを解決する手立てを一緒に考えていくことであり、「実践」とはそのような個々人の気持ちを具体的に形にしていくことや、権利擁護のために「みんな」に向けてソーシャル・アクションを起こしていくことである。それは、上記「3.支援者としての姿勢」で述べた、相談支援やソーシャルワークの基礎を為す「価値」をふまえた相談と実践である。したがって、障害者自立支援法(第4条17項)で説明されている相談支援の範囲にとどまるのではなく(むろんそれも重要)、それを超えるものである。

相談支援をそのように捉えるならば、障害者の 地域生活と権利擁護を具体的に進めていくまさに 牽引力であるし、かつ「地域づくり」の要となる。 そこでまず、現実的に問われることは、そうした 相談支援のもつ意義をきちんとふまえ、自治体(= 行政)として責任をもって自分の町に相談支援を 位置づけ整備しているか否かである。そして、法 的に規定されているからという理由だけではなく、 障害者が地域であたりまえに暮らすためにはその ような相談支援が不可欠なのだと適切に認識する ことである。一方、相談支援を担う側に課せられ ることとしては、上述した相談支援の目的と価値 をふまえ、障害者の地域生活にかかわる諸問題を 明らかにし、みんなで解決しようとする資質と実 践力をもつことであろう。こうした取り組みを通 して、相談支援の基盤を整備することが必要であ る。

# 6 自立支援協議会とは何か

### (1) 自立支援協議会の目的

昨年改正された障害者自立支援法(2010年12月3日成立)の第89条の二第2項において、自立支援協議会の目的規定として次のように明記してい

る。「自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」。ここに記されていることは重要な内容であるし、何より支援体制を協議する場が法的に裏付けられた点で意義がある。

しかし、ここでも自立支援協議会の目的を、本章の文脈に沿って、冒頭でも述べた「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる支援体制を関係者が協議する場」としておく。なぜなら、"情報を共有することも、連携を図ることも、体制整備について協議を行うことも"それ自体が目的なのではなく、あくまで"障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる"ことが目的なのであり、そのための情報共有・連携・協議だからである。

さて、この目的に沿って、自立支援協議会では どのようなことを課題としていけばよいのであろ うか。人間の生活とはそもそも個々に多様性をも つものであるから、そこから生じる福祉ニーズも 多様であることを考えると、おそらくどのような ことでもいいのだろう。「容認できない」と誰か が感じる事象があるならばそれが優先課題ともな ろう。具体的に述べることはなかなか難しいが、 ここでは先の4. でふれた、制度と権利との関係 を通して、自立支援協議会がもつべき視点のよう なことについて述べてみたい。

#### (2) 制度化の限界

施設への入所や家族による介護で地域から見えなくなっている障害者の生活からは、制度と権利の関係で次のような側面を確認できる。すなわち、①障害者の権利が法的に保障されたものとしてすでに制度化されている、②そうした権利保障として制度化されたものが、逆に権利を侵害してしまう(例えば施設入所や、後見を受けることで選挙権を喪失すること)、そして③未だ権利として制度化されていないという側面である。

生活にかかわる諸施策が制度化されるというこ

とは、生活に必要なことを社会サービスとして位置づけ、そのサービスが社会的に安定して提供されることを意味する。一方、制度化されていないということは、言うまでもなくサービスとして社会化されていないということである。地域で生きるということを普遍的な権利として保障することをめざすならば、この社会化されていないサービスの制度化を求めることになるだろう。しかし、生活に必要なことを制度化するということは、サービスの公平な提供のためにさまざまな基準を導入することになり、本来多様性をもつ個々人の福祉ニーズに対して融通のきかない一律的・硬直的な基準として作用してしまう危険性をもっている(上記②)。権利と制度の関係におけるジレンマである。

社会福祉の利用者と人権の問題について論考し ている秋元は、福祉サービスをルール化すること の困難性を指摘したうえで、制度化についての限 界を次のように述べている。すなわち「福祉ニー ズの多様性ということが現実の人間の生活の多様 性を反映したものであるとするなら、ある意味で そうした多様性を排除することで成り立っている ルール化(制度化:筆者)には、本質的な意味で 限界があると考えておくべきなのである」(秋元 2010 p149)。 秋元の言う多様性を排除して成 り立っているルール化の典型が入所施設であるこ とははっきりしているが、それのみではなく地域 生活支援にかかわる既存の制度においても個々の ニーズを満たしきれていないということは現実に あるわけである。自立支援協議会がとらえる課題 の一つとは、少なくともこのような問題であろう。

### (3) みんなが協働するということ

重要なことは、秋元の言う「多様性を排除することで成り立っているルール化(制度化)には本質的な意味で限界がある」ことの意味をみんなが正しく共有しておくことではないかと思われる。これは、制度化が必要ないということではもちろんなく、制度化が地域で生きるということを普遍的な権利として必ずしも完全には保障するものではない、という意味である。

制度の創出や運用についての説明責任をもつ行政は、制度のもつ限界に常に自覚的になりつつ、その課題を協議会のメンバーと率直に共有しようとする姿勢が重要になろう。一方、相談支援事業者・当事者や当事者団体・サービス提供事業者・その他関係する機関や団体・専門職等は、地域生活や権利擁護に必要な制度化を求めつつ、やはり同じく制度のもつ限界に自覚的になり、インフォーマルな取り組みを協議会のメンバーと考えることが重要となろう。

いずれも、その前提になることは「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生きること」の目的が共有されることであり、この目的と制度がもつ限界の意味が正しくメンバー間に共有されるならば、そこに生まれるのは「対立」ではなくむしろ「協働」しかないはずである。

こうした障害者の地域生活と権利擁護を「みんなで協働」して進めていくのに、そこに具体的にどのような課題をのせるかは、やはり「個別支援/個別のケース」の積み上げでしかないと言えよう。そういう意味でも、相談支援従事者の価値と知識にもとづく実践が要になることを付言しておく。

# 7 おわりに

地域自立支援協議会の活性化に向けて、「自立 支援協議会とは何か」というタイトルで述べてみ たが、正直なところあまり簡単ではないという感 想をもつ。6.で述べたことは、協議会がもつ機 能のごく一部でしかないであろうし、その内容そ のものにも正確さを欠くなど議論のあるところだ と思う。ただ重要なことは、最初でも述べたよう に形や仕組みに振り回されるのでなく、普遍的な 問題をきちんと見据えてそれに対してどう取り組 むかである。その具体的なエッセンスは、『第4 章「活性化のヒント〜モデル事例の紹介〜」』か ら読み取れるように思う。

### 【文献】

秋元美世(2010)『社会福祉の利用者と人権』有 斐閣

岩田正美他 (2011) 『リーディングス日本の社会 福祉 7 障害と福祉』日本図書センター

福祉7 障害と福祉』日本図書センター 「自立支援協議会の運営マニュアル」(2008) 日本障害者リハビリテーション協会 松川敏道(2008)「Ⅲ-2障害者の権利とその侵 害」『事例で学び実践に生かす障害者福祉』保育 出版